２０２５年度 改正箇所等一覧（２級ＦＰテキスト 2024－25 年度 AT124～324 版対応）

2024～25 年版AFP・2級FPテキストは、2024 年度の税制や制度に基づく記述となっています。当改正資料は、2025 年4月現在における標記テキストの改正箇所等を一覧でまとめたものです。テキストの分冊ごとに該当ページと改定内容を記載していますので、ご確認のうえご活用ください。なお、当資料は、原則として2級FP技能検定試験に影響があると推測される項目および分野についてまとめています。

第１分冊　ライフプランニングと資金計画／社会保険・公的年金・企業年金

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 34

給与所得控除額の最低控除額引き上げ</td><td>1）給与所得金額の算出（第１段階）

図表 1-24・給与所得控除額の速算表
<table>
<tr><th>給与等の収入金額（A）</th><th>給与所得控除額</th></tr>
<tr><td>190 万円以下</td><td>65 万円</td></tr>
<tr><td>190 万円超　360 万円以下</td><td>（A）× 30%＋　8 万円</td></tr>
<tr><td>360 万円超　660 万円以下</td><td>（A）× 20%＋ 44 万円</td></tr>
<tr><td>660 万円超　850 万円以下</td><td>（A）× 10%＋110 万円</td></tr>
<tr><td>850 万円超</td><td>一律 195 万円</td></tr>
</table>
≪給与所得控除額の計算例≫
給与収入 180 万円の給与所得控除額＝~~180 万円×40%－10 万円＝62 万円~~
給与収入 180 万円の給与所得控除額＝65 万円</td></tr>
<tr><td>p. 34～36

参考
令和 7 年度税制による可処分所得</td><td>2）課税所得金額の算出（第２段階）

令和 7 年税制では基礎控除額が引き上げられたため、合計所得金額が 489 万円超 655 万円以下の者の基礎控除額は 63 万円となり、⑤所得控除の合計額は 15 万円増えて 2,758,000 円となり、課税所得金額は 3,342,000 円となる。
p. 35　3）の所得税額は 240,900 円、復興特別所得税は 5,058 円
源泉徴収税額＝所得税＋復興特別所得税＝245,958 円 → 245,900 円
住民税所得割額＝3,342,000 円×10%＝334,200 円
p. 36　4）の可処分所得の金額＝年収－（社会保険料＋所得税＋住民税）
＝800 万円－（121 万円＋24.59 万円＋33.42 万円）
＝620.99 万円　→　約 621 万円</td></tr>
<tr><td>p. 50
(1)児童手当
3～4 行目
記述変更</td><td>① 児童手当制度の見直し（2024 年 10 月実施）
…
子については、22 歳到達年度の末日までにある子のうち、大学等に在学中など親等に経済的負担がある場合は子としてカウントされ、年長者から第１子、第２子と数える。また支給回数も年 6 回、偶数月の支給に見直される。</td></tr>
<tr><td>p. 51

支給額改定</td><td>(2) 児童扶養手当

② 支給額
2025 年度における全部支給額は、児童１人の場合は月額 46,690 円で、児童２人目以降は１人増えるごとに 11,030 円が加算される。</td></tr>
<tr><td>p. 51～52
制度改正</td><td>(4)高等学校等就学支援金
2025 年度から月額 9,900 円の給付は所得要件が撤廃され、すべての世帯の高校生が給付対象となった。全日制私立の月額 3.3 万円への増額の所得制限は変更なし。</td></tr>
<tr><td>p. 54
①記述削除</td><td>(5) 授業料減免等の支援対象の拡大
~~① 多子世帯支援~~
~~扶養する子どもが３人以上の多子世帯の学生を対象とするもので、支援額は所得第Ⅰ区分の上限額の４分の１相当額となる。~~</td></tr>
</table>

次ページへ続く

該当ページ	改定内容等
p. 57 1)の下に 記述追加	**2）入学時特別増額貸与奨学金** 第一種または第二種奨学金に加えて、希望者には入学した月分の基本月額に 10「万円～50 万円（10 万円刻み）の一時金を増額して貸与する有利子の入学時特別増額対預奨学金がある。ただし、教育一般貸付の利用者・辞退者は利用できない。
p. 61 期限延長	**７．結婚子育て資金の一括贈与による贈与税の非課税措置** ～2025 年３月 31 日　→　2027 年３月 31 日の間
p. 65 記述追加	**(1) 財形住宅貯蓄** **④ 取得する住宅の要件** ・床面積 40 ㎡以上 50 ㎡未満の認定住宅等で、令和７年 12 月までに建築確認を受けた新築住宅
p. 68 ３行目 制度改正	**(2) 融資割合と融資利率** … ……融資額全体に融資割合 90%以下の場合の金利に 0.11%（2025 年４月現在）が上乗せされる。
p. 69 ６行目 記述追加	**≪変動金利型ローンの元利均等返済方式の取り扱い≫** ……新返済額は旧返済額の 1.25 倍を限度（1.25 倍に制限しないローンもある）とするため…
p. 76 ４行目 上乗せ率改定	**⑤ 融資金利と融資手数料** …… ・融資率が 90%を超える場合は、融資額全体に 0.11%（2025 年４月現在）の…
p. 88 期限延長	**1）子育て世帯等に対する控除対象年末残高の特例** … …が認定住宅等の新得等をして 2025 年１月～12 月の間に…
期限延長	**(2)主な適用要件** ①… ※ 合計所得金額 1000 万円以下の年に限り、2025 年以前に建築確認を受けた…
p. 91 ３行目・４行目 期限延長	**2）子育て世帯に対するリフォームの特例** …… い、2025 年１月から 12 月 31 日の間に… ……の 10%相当額を 2025 年分の所得税から控除する特例。
p. 131 ９の冒頭 3 行を差替え	**９．金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律** 「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」は「金融サービスの提供に関する法律」を改称した法律で、金融商品販売事業者等が金融商品販売に際し、顧客に対して説明すべき事項やその他金融商品販売に関する事項を定め、金融商品仲介業を行う者については登録制度を実施するなどして、金融サービスの提供を受ける顧客の保護および金融サービスの利用環境の整備等を目的としている。 改正法では、政府は「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を策定するとともに、金融経済教育を行う「金融経済教育推進機構※」を設置することを定めた。また、金融事業者や企業年金等関係者に対して、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務（最善利益義務）を新たに規定している。 ※金融経済教育推進機構（Ｊ－ＦＬＥＣ）は、2024 年４月に設置され、日銀が事務局を務めていた金融広報中央委員会の機能も移管・継承された。

次ページへ続く

該当ページ	改定内容等
p. 146 3 行目 料率更新	**(1) 保険料** …なお、2025 年度の全国平均料率は、前年度と同じく 10.0%で、 最高は佐賀県の 10.78%、最低は沖縄県の 9.44%となっている。 図表 2-8・協会けんぽの全国平均保険料率（2025 年４月現在） …別途介護保険料として「(標準報酬月額、標準賞与額）×15.9/1000」を加算 *以下、協会けんぽの介護保険料率は 15.9/1000 にすべて読み替える*
p. 150 記述差替え	**３．マイナ健康保険証** 2024 年 12 月２日、健康保険被保険者証（国民健康保険、後期高齢者医療を含む）とマイナンバーカードを一体化した「マイナ保険証」の本格運用が始まり、従来の健康保険証の新規発行は停止された。なお、従来の健康保険証は、経過措置として有効期限（最長 2025 年 12 月１日）まで使用することができる。 マイナ保険証を有していない者およびマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない者には、保険者から「資格確認書」が発行され、これを窓口で提示すれば保険診療が受けられる。また、オンライン資格確認未登録の医療機関で受診する場合は、マイナ保険証と併せて「資格情報のお知らせ」の提示が必要となる。 被扶養者は、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナ保険証で受診することができる。 マイナ保険証では、マイナポータルに診療や投薬のデータが一括管理され、本人が同意すればそのデータを診療に役立てることが可能となる。また、窓口の一部負担金の割合や高額療養費の適用区分等の確認が可能となることから、窓口での限度額を超えた立替払いが不要となる。
p. 152 5～6 行目 記述変更	**(1) 窓口の一部負担金の割合** …… なお、70 歳以上の被保険者がマイナ保険証で受診しない場合は、健康保険証または資格確認書と高齢受給者証を医療機関の窓口に提示しないと３割負担となる。 図表 2-11　　2024 年 4 月現在　→　2025 年 4 月現在
p. 153 文末に追記	**(5) 高額療養費** …… ……自己負担限度額にとどめることができる。なお、マイナ保険証で受診した場合は、限度額適用認定書を省略することができる。
p. 159 6 行目 上限額改定	**(1) 保険料と窓口負担割合** **1) 保険料** … 定められており、2025 年度は 92 万円（後期高齢者支援金等分 26 万円を含む）となっている。なお、…
p. 160 法改正 3 行目 図表 2-16 枠内	**(1) 健康保険の任意継続被保険者** **1) 保険料は全額自己負担** …… 用される標準報酬月額（2025 年度は 32 万円）を比べ、… 図表 2-16・全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者上限保険料 2025 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限　320,000 円 ・40 歳未満　320,000 円×10%＝32,000 円（料率は全国平均値） ・40 歳以上　320,000 円×11.59%＝37,088 円（介護保険料を加算）

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 162 ４行目～ 保険料改定	**7. 後期高齢者医療制度** **(2) 保険料** … なお、保険料は……2025 年度における……月額保険料の全国平均は 7,192 円、年間の賦課上限は 80 万円となっている。
p. 168 年号更新 料率改定	**1. 公的介護保険** 図表 2-19 その他　・第２号被保険者の介護保険料率（2025 年 4 月現在） 協会けんぽ加入者は全国一律で 15.9/1000、健康保険組合は…
法改正 区分変更	**(1) 保険料負担** **1) 第１号被保険者** 所得に応じて原則 13 段階に区分された…
p. 169 記述変更 3 行目 料率改定 年号更新	**① 保険料** 保険者が設定した保険料の基準額（第 9 期:2024 年～2026 年度の全国平均は月額 6,225 円）に、保険者が所得区分に応じて定めた率（0.285～2.4）を乗じて算定される。所得区分は標準 13 段階とされるが…かなり異なる。… **2) 第２号被保険者** **① 被用者保険の被保険者** …2025 年度は 1000 分の 15.9、健康保険組合は… **② 国民健康保険の被保険者** …… する。なお、1 世帯当たりの賦課上限（2025 年度は 17 万円）が…
p. 182 ６行目 年号更新 料率改定	**2. 雇用保険** …。2025 年度における一般の事業の料率は 14.5/1000（うち失業等給付は 7/1000、育児休業給付は 4/1000、雇用二事業は 3.5/1000）で、失業等給付および育児休業給付に係る保険料（11/1000）は労使折半負担する。
p. 186 法改正 ②に文末に 追記 法改正	5) 基本手当の給付制限 ② 自己都合退職の……、原則１ヵ月間の給付制限がかかり、この間、基本手当は支給されない。ただし、離職期間中や離職日前１年以内に教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練や公共職業訓練等を受けた場合（2025 年 4 月以後の受講開始に限る）には、申出により給付制限が解除される。 図表 2-33・基本手当の給付制限 給付制限期間（２ヵ月）　→　給付制限期間（１ヵ月）
p. 188 1～4 行目 法改正 記述変更 記述削除	**1) 再就職手当** … なお、早期に再就職した後の……差額の６ヵ月分（再就職時における基本手当の残日数に 20%を乗じて得た日数に、基本手当日額を乗じて得た額を上限とする）が就業促進定着手当として… **2) 就業手当**　は削除

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 189 法改正 ③を追記	**1）高年齢雇用継続給付** **③ 2025 年 4 月以後に 60 歳に達する者への給付見直し** 2025 年４月以後に 60 歳に達する者（1965 年 4 月 2 日以降生まれの者）については、60 歳以後の賃金が 60 歳到達時賃金の 64%以下に低下した場合は、各月に支払われる賃金に 10%を乗じて得た額が支給される。賃金の低下率が 64%超 75%未満の場合、給付率は 10%から逓減する。 なお、在職老齢年金を受給している者の給付率が 10%である場合、標準報酬月額の 4%相当額の年金が支給停止となる。
p. 191 法改正 記述変更	**4）教育訓練支援給付金** 45 歳未満の離職者が、失業の状態で 2025 年４月から 2027 年３月の間に、初めて専門実践教育訓練の受講を開始して修了見込みがある場合、訓練期間中は訓練前の賃金に基づいて算出した基本手当の 60%相当額が２ヵ月ごとに支給される。
p. 192 法改正 項目追加 4）・5）	**(6) 育児休業給付** **4）出生後休業支援給付の創設（2025 年 4 月施行）** 父親は子の出生後８週間以内、母親は産後休業終了後８週間以内に、両親が共に 14 日以上の育児休業を取得する場合､28 日を限度に育児休業給付金の給付率が 13%上乗せされ、休業開始時賃金の 80%相当額に増額される。 なお、配偶者が専業主婦（夫）である場合やひとり親家庭である場合は、配偶者の育児休業取得は求められない。 **5）育児時短就業給付の創設（2025 年 4 月施行）** 被保険者が２歳未満の子を養育するために時短勤務をし、賃金が減額支給された場合、減額部分の賃金の一部を補てんする制度である。賃金の低下率が 10%を超えた場合は、減額支給された賃金の 10%相当額が支給される。賃金低下率が 10%以下である場合は、「時短後の賃金＋給付金の額」が、時短就業前賃金を超えることがないように給付率が調整される。
p. 203 保険料改定	**(3) 国民年金（基礎年金）保険料** 2025 年度の国民年金保険料は月額 17,510 円で… ***※ 以下、2025 年度の国民年金保険料の月額はすべて 17,510 円に読み替える。***
p. 204 改正予定 1)を追記	**(4) 産前産後期間の国民年金保険料の納付免除** **1）育児期間の保険料免除措置の創設（2026 年 10 月施行）** 第１号被保険者について、子が１歳に達するまでの育児期間中の国民年金保険料の免除措置が創設される。両親共に免除の対象となり、免除を受けた期間（母親は産前産後の４ヵ月間の経過後）は保険料納付済期間として記録される。
p. 215 年号更新 年金額改定	**(1) 老齢基礎年金額の計算** 2025 年度における満額の老齢基礎年金額は 831,700 円（月額 69,308 円）… ***※ 以下、2025 年度の満額の基礎年金額は 831,700 円に読み替える。*** 参考：昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者の 2025 年度における満額の老齢基礎年金額は 829,300 円（月額 69,108 円）となり、新規裁定者と異なる年金額となっている。 図表 2-51・2025 年度・新規裁定者の老齢基礎年金の計算式 基礎年金額＝831,700 円×…

次ページに続く

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 219
5 行目
基準額の改正</td><td>5. 年金生活者支援給付金
1） 老齢年金生活者支援給付金
778,900 円以下　→　789,300 円以下
① 保険料納付済期間に基づく給付月額＝5,310 円×…　→　＝5,450 円×
② ……の合計所得金額が 778,900 円超 878,900 円以下
→ 789,300 円超 889,300 円以下</td></tr>
<tr><td>p. 220
年金額改定
年金額改定</td><td>2） 障害年金生活者支援給付金
障害年金生活者支援給付金の額（2025 年度価額）
障害等級 2 級の者　月額 5,450 円
障害等級 1 級の者　月額 6,813 円
3） 遺族年金生活者支援給付金
・給付額は月額 5,450 円の定額。</td></tr>
<tr><td>p. 225
金額改定
年号更新</td><td>(4) 定額部分の年金額
定額部分の年金額は下記の算式で求める。
当年度の定額単価は、……額で、2025 年度は 1,734 円となっている。
2025 年度・新規裁定者の定額部分の計算式
定額単価 1,734 円×被保険者月数（480 月上限）</td></tr>
<tr><td>p. 228
年号更新
定額単価改定
年金額改定</td><td>(2) 経過的加算
2025 年度・新規裁定者の経過的加算の計算式
定額単価 1,701 円　→　1,734 円
年金額 816,000 円　→　831,700 円</td></tr>
<tr><td>p. 229
加算額改定
加算額改定</td><td>図表 2-61・加給年金額（2025 年度価額）
<table>
<tr><td>配偶者</td><td>239,300 円</td></tr>
<tr><td>1 人目、2 人目の子</td><td>239,300 円</td></tr>
<tr><td>3 人目以降の子</td><td>79,800 円</td></tr>
</table>
1） 配偶者の特別加算額
図表 2-62・特別加算額、ほか（2025 年度価額）
<table>
<tr><th>受給権者の生年月日</th><th>特別加算額</th><th>加給年金額との合計額</th></tr>
<tr><td>1941 年 4 月 2 日～1942 年 4 月 1 日</td><td>106,000 円</td><td>345,300 円</td></tr>
<tr><td>1942 年 4 月 2 日～1943 年 4 月 1 日</td><td>141,200 円</td><td>380,500 円</td></tr>
<tr><td>1943 年 4 月 2 日以降</td><td>176,600 円</td><td>415,900 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p. 231
差替</td><td>図表 2-65・年金早見表　　p. 230 図表 2-64 振替加算額も年金早見表から転記
＜2025 年度版を p. 8 に掲載＞</td></tr>
<tr><td>p. 235
基準額改定</td><td>10. 在職老齢年金
1） 基本的な調整方法
支給停止基準額 50 万円　→　51 万円に改定
2025 年度在職老齢年金の計算式
支給停止基準額を 51 万円に改定</td></tr>
</table>

次ページに続く

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 241
年金額改定</td><td>

(2) 障害基礎年金の年金額

図表 2-70・障害基礎年金の額（2025 年度価額）

1 級	年額 1,039,625 円＋子の加算
2 級	年額　831,700 円＋子の加算

子の加算額（2025 年度価額）

2 人目まで	239,300 円
3 人目以降	79,800 円

</td></tr>
<tr><td>p. 243
年金額改定</td><td>

図表 2-71・障害厚生年金額のまとめ（2025 年度価額）

1 級	障害厚生年金×1.25 ＋ 配偶者加給年金額（239,300 円）
2 級	障害厚生年金×1.00 ＋ 配偶者加給年金額（239,300 円）
3 級	障害厚生年金×1.00　　（最低保障額　623,800 円）

2）障害手当金

障害手当金	障害厚生年金×2.0　（2025 年度の最低保障額　1,247,600 円）

</td></tr>
<tr><td>p. 243
新項目５．
を追加</td><td>

５．事後重症による請求

障害認定日において、法令で定められた障害状態に該当しなかった場合でも、その後に症状が悪化して、法令で定められた障害状態になった時は、障害厚生年金や障害基礎年金の支給対象となる。ただし、この場合は 65 歳に達する日の前日までに請求しなければならない。

</td></tr>
<tr><td>p. 247
年金額改定</td><td>

(3) 遺族基礎年金の年金額

図表 2-73　子のある配偶者が受け取る遺族基礎年金の額(2025 年度価額)

	基本額	加算額	合計
子が 1 人いる配偶者	831,700 円	239,300 円	1,071,000 円
子が 2 人いる配偶者		239,300 円×2	1,310,300 円
子が 3 人いる配偶者		239,300 円×2＋79,800 円	1,390,100 円

（注）子が 3 人以上の場合、3 人目から 1 人につき 79,800 円が加算される。

図表 2-74　子が受け取る遺族基礎年金の額(2025 年度価額)

	基本額	加算額	合計
子が 1 人のとき	831,700 円	なし	831,700 円
子が 2 人のとき		239,300 円	1,071,000 円
子が 3 人のとき		239,300 円＋79,800 円	1,150,800 円

（注）子が 3 人以上の場合、3 人目から 1 人につき 79,800 円が加算される。

</td></tr>
<tr><td>p. 253
年金額改定</td><td>

(5) 中高齢寡婦加算　（7 行目）

…

中高齢寡婦加算の額は……2025 年度は 623,800 円である。

</td></tr>
<tr><td>p. 269
5 行目
記述変更</td><td>

② 企業型ＤＣ加入者の個人型ＤＣとの重複加入の要件

・イデコの掛金が月額 5,000 円以上 20,000 円以下で、企業型ＤＣ・ＤＢ等他制度掛金の事業主掛金相当額との合計が月額 5.5 万円以下であること。

</td></tr>
</table>

次ページに続く

■ 経過措置一覧表　2025(令和7)年度

	老齢基礎年金			老齢厚生年金										遺族年金
	A	B	C	D		E		F	G	H	I	J	K	L
生年月日	受給資格期間 年	加入可能年数 年	振替加算額（年額）	男子の定額部分 開始年齢	男子の報酬比例部分 開始年齢	女子の定額部分 開始年齢	女子の報酬比例部分 開始年齢	船員・坑内員 開始年齢	定額部分の乗率	定額部分被保険者期間上限（月）	報酬比例部分の旧乗率 /1000	報酬比例部分の新乗率 /1000	配偶者加給年金額	経過的寡婦加算額（年額）
1926年4月1日以前	旧制度の老齢年金または通算老齢年金が支給されます													
1926年4月2日～1927年4月1日	10	25	238,600	60歳	60歳	55歳	55歳	55歳	1.875	420	9.500	7.308	239,300	622,000
1927年4月2日～1928年4月1日	〃	26	232,158	〃	〃	〃	〃	〃	1.817	〃	9.367	7.205	〃	590,104
1928年4月2日～1929年4月1日	〃	27	225,954	〃	〃	〃	〃	〃	1.761	〃	9.234	7.103	〃	560,570
1929年4月2日～1930年4月1日	〃	28	219,512	〃	〃	〃	〃	〃	1.707	432	9.101	7.001	〃	533,146
1930年4月2日～1931年4月1日	〃	29	213,070	〃	〃	〃	〃	〃	1.654	〃	8.968	6.898	〃	507,614
1931年4月2日～1932年4月1日	〃	30	206,866	〃	〃	〃	〃	〃	1.603	〃	8.845	6.804	〃	483,783
1932年4月2日～1933年4月1日	〃	31	200,424	〃	〃	56歳	56歳	〃	1.553	〃	8.712	6.702	〃	461,490
1933年4月2日～1934年4月1日	〃	32	193,982	〃	〃	〃	〃	〃	1.505	〃	8.588	6.606	〃	440,591
1934年4月2日～1935年4月1日	〃	33	187,778	〃	〃	57歳	57歳	〃	1.458	444	8.465	6.512	274,700	420,958
1935年4月2日～1936年4月1日	〃	34	181,336	〃	〃	〃	〃	〃	1.413	〃	8.351	6.424	〃	402,479
1936年4月2日～1937年4月1日	〃	35	174,894	〃	〃	58歳	58歳	〃	1.369	〃	8.227	6.328	〃	385,057
1937年4月2日～1938年4月1日	〃	36	168,690	〃	〃	〃	〃	〃	1.327	〃	8.113	6.241	〃	368,603
1938年4月2日～1939年4月1日	〃	37	162,248	〃	〃	59歳	59歳	〃	1.286	〃	7.990	6.146	〃	353,038
1939年4月2日～1940年4月1日	〃	38	155,806	〃	〃	〃	〃	〃	1.246	〃	7.876	6.058	〃	338,292
1940年4月2日～1941年4月1日	〃	39	149,602	〃	〃	60歳	60歳	〃	1.208	〃	7.771	5.978	309,900	324,303
1941年4月2日～1942年4月1日	〃	40	143,160	61歳	〃	〃	〃	〃	1.170	〃	7.657	5.890	345,300	311,012
1942年4月2日～1943年4月1日	〃	〃	136,718	〃	〃	〃	〃	〃	1.134	〃	7.543	5.802	380,500	290,280
1943年4月2日～1944年4月1日	〃	〃	130,514	62歳	〃	〃	〃	〃	1.099	〃	7.439	5.722	415,900	269,547
1944年4月2日～1945年4月1日	〃	〃	124,072	〃	〃	〃	〃	〃	1.065	456	7.334	5.642	〃	248,815
1945年4月2日～1946年4月1日	〃	〃	117,630	63歳	〃	〃	〃	〃	1.032	468	7.230	5.562	〃	228,082
1946年4月2日～1947年4月1日	〃	〃	111,426	〃	〃	61歳	〃	56歳	1.000	480	7.125	5.481	〃	207,350
1947年4月2日～1948年4月1日	〃	〃	104,984	64歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	186,617
1948年4月2日～1949年4月1日	〃	〃	98,542	〃	〃	62歳	〃	57歳	〃	〃	〃	〃	〃	165,885
1949年4月2日～1950年4月1日	〃	〃	92,338	―	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	145,152
1950年4月2日～1951年4月1日	〃	〃	85,896	―	〃	63歳	〃	58歳	〃	〃	〃	〃	〃	124,420
1951年4月2日～1952年4月1日	〃	〃	79,454	―	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	103,687
1952年4月2日～1953年4月1日	〃	〃	73,250	―	〃	64歳	〃	59歳	〃	〃	〃	〃	〃	82,955
1953年4月2日～1954年4月1日	〃	〃	66,808	―	61歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	62,222
1954年4月2日～1955年4月1日	〃	〃	60,366	―	〃	―	〃	60歳	〃	〃	〃	〃	〃	41,490
1955年4月2日～1956年4月1日	〃	〃	54,162	―	62歳	―	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	20,757
1956年4月2日～1957年4月1日	〃	〃	47,860	―	〃	―	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	―
1957年4月2日～1958年4月1日	〃	〃	41,399	―	63歳	―	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	―
1958年4月2日～1959年4月1日	〃	〃	35,177	―	〃	―	61歳	61歳	〃	〃	〃	〃	〃	―
1959年4月2日～1960年4月1日	〃	〃	28,716	―	64歳	―	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	―
1960年4月2日～1961年4月1日	〃	〃	22,255	―	〃	―	62歳	62歳	〃	〃	〃	〃	〃	―
1961年4月2日～1962年4月1日	〃	〃	16,033	―	65歳	―	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	―
1962年4月2日～1963年4月1日	〃	〃	16,033	―	〃	―	63歳	63歳	〃	〃	〃	〃	〃	―
1963年4月2日～1964年4月1日	〃	〃	16,033	―	〃	―	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	―
1964年4月2日～1965年4月1日	〃	〃	16,033	―	〃	―	64歳	64歳	〃	〃	〃	〃	〃	―
1965年4月2日～1966年4月1日	〃	〃	16,033	―	〃	―	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	―
1966年4月2日以降	〃	〃	―	―	〃	―	65歳	65歳	〃	〃	〃	〃	〃	―

（注）1．C欄は配偶者の生年月日でみてください。
（注）2．L欄は妻の生年月日でみてください。
（注）3．F欄は船員・坑内員としての実期間が15年以上あり、老齢基礎年金の受給資格を満たしている場合。
（注）4．報酬比例部分の乗率　I欄は平成15年3月までの加入期間分、J欄は平成15年4月以降の加入期間分

第１分冊 リスク管理

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 301
法改正
(2)項目名変更
1）の
1～4 行目の
記述変更

5 行目以下は
現行どおり</td><td>

(2)　金融サービスの提供及び利用環境の保護等に関する法律と消費者契約法

1）金融サービスの提供及び利用環境の保護等に関する法律

本法は、金融商品全般にかかわる法律で、「金融サービスを提供する事業者および企業年金等の実施者は、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない」とし、事業者に「最善利益義務」を課している。併せて、事業者は金融商品の販売・勧誘等に際し、適合性の原則に従うことや重要事項（クーリング・オフ、保障の開始期、保険金等の支払いができない場合など）の説明義務を負うとし、説明を怠ったことにより顧客に損害が生じたときは、元本欠損額を損害額と推定し、業者に無過失の賠償責任を課すことにより、利用者の保護を図っている。

保険、共済なども本法の規制対象となっており、媒介や……

</td></tr>
<tr><td>p. 341
最下段に
追記</td><td>

図表 3-48　　（先進医療特約の下に挿入）
認知症保障特約：責任開始日以後、約款所定の認知症と診断されたとき、認知症診断給付金が支払われる

</td></tr>
<tr><td>p. 348
4 行目に
追記</td><td>

3）死亡給付金

……

被保険者が保険料払込期間中に高度障害状態に陥った場合、以後の保険料の払込が免除され、契約時に定めた年金支払開始年齢到達時から年金が支払われる。

</td></tr>
<tr><td>p. 412
4)の後に追記</td><td>

5）新契約に係る子育て世代の適用拡大の措置（2026 年分）

新契約に係る 2026 年分の一般の生命保険料控除について、23 歳未満の扶養親族を有する場合の控除限度額が、下表のとおり 6 万円に引き上げられる。

<table>
<tr><th>年間正味払込保険料</th><th>控除される金額</th></tr>
<tr><td>30,000 円以下</td><td>正味払込保険料の全額</td></tr>
<tr><td>30,000 円超　60,000 円以下</td><td>正味払込保険料×1/2＋15,000 円</td></tr>
<tr><td>60,000 円超　120,000 円以下</td><td>正味払込保険料×1/4＋30,000 円</td></tr>
<tr><td>120,000 円超</td><td>60,000 円</td></tr>
</table>

・旧契約と上記の一般生命保険料控除がある場合は、一般の生命保険料控除の限度額は 6 万円となる。
・介護医療保険料控除、個人年金保険料控除との合計適用限度額は 12 万円となる。
・住民税の控除額において上記改正はない。

</td></tr>
</table>

次ページに続く

第2分冊　金融資産運用設計

該当ページ	改定内容等
p. 3 語句訂正 6 行目	**(2) 国内総生産** … 消費と呼ばれる民間最終消費支出が全体の５割強と最も高い割合を占めている。
p. 7 (1) の文末に 追記	**６. 物価指数** **(1)　消費者物価指数** …… ……採用されている。また、総合指数の対前年変動率が、公的年金の年金額改定の基礎データとして利用されている。
p. 31 新項目 3) を追加	**3)　代理人制度** 口座名義人本人が、事前に金融機関で代理人の指名手続きを行うことにより、本人に代わって指名された代理人が普通預金等の払い戻し等を行うことができる。
p. 32	**(2)　貯蓄預金・通常貯蓄貯金　　（その他に加筆）** ※通常貯蓄貯金は、2025 年 5 月 2 日を持って新規申し込みの受付を終了
p. 33 金利 3 行目 記述変更	**4)　変動金利定期預金** … 預入期間 2 年は単利型のみ、３年は単利型と半年複利型の選択制（半年複利型は個人のみ利用可）とするのが一般的
p. 34 新項目 6) を追記	**6)　仕組預金** デリバティブ取引を組み込んだ預金商品の総称。一般預金より高い金利が期待できるが、銀行が預金の満期日を選択（繰上げ、延長）できる権利を持っていたり、為替相場により、満期時の通貨が外貨になるなど、一般の預金にはない特徴を持つ。
「引出し」欄 語句追加	**(1)　通常貯金（総合口座）** …… ゆうちょ銀行店舗内・郵便局内のＡＴＭなら、硬貨を伴わない取引に関しては手数料なしで、時間・曜日を問わず出し入れ自由
p. 58 文末に追記	**11.　イールドカーブ** …… イールドカーブが順イールドの状態にあるとき、時間の経過と共にイールドカーブの傾斜に沿って金利が低下し、債券価格が上昇することにより得られるキャピタルゲインをロールダウンという。
p. 99 6 行目 文末に追記	**1)　外国債券のメリット・デメリット** …… この為替変動リスクを回避または軽減する方法の１つとして、債券の償還日にあわせて為替予約を行う為替ヘッジがある。
p. 127 4 行目 文末に追記	**(2) 特定口座** …… なお、特定口座は 1 金融機関につき 1 口座を開設することができる。

該当ページ	改定内容等
p. 148 現行の２．及び(1)の記述変更 (2)を(1)へ変更	**２．金融サービス提供法** 「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（金融サービス提供法)」は「金融サービスの提供に関する法律」を改称した法律で、金融商品販売事業者等が金融商品販売に際し、顧客に対して説明すべき事項やその他金融商品販売に関する事項を定め、金融商品仲介業を行う者については登録制度を実施するなどして、金融サービスの提供を受ける顧客の保護および金融サービスの利用環境の整備等を目的としている。 改正法では、政府は「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を策定するとともに、金融経済教育を行う「金融経済教育推進機構※」の設置が定められた。 また、金融事業者や企業年金等関係者に対して、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務（最善利益義務）を課している。 ※金融経済教育推進機構（Ｊ-ＦＬＥＣ）は、2024 年４月に設置され、日銀が事務局を務めていた金融広報中央委員会の機能も移管・継承された。

次ページに続く

第2分冊　タックスプランニング

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 175
法改正</td><td>(3) 第３段階：課税総所得金額の計算
第２段階で……。所得控除は全部で 16 種類ある。</td></tr>
<tr><td>p. 182
語句追加</td><td>(4) 上場株式等の配当課税
1) 確定申告不要の選択
……
（注）配当基準日において、発行済株式総数の３％以上保有する…</td></tr>
<tr><td>p. 190
７行目
語句追加</td><td>(9) 白色事業専従者控除と青色事業専従者給与
……
配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除の対象とはならない。</td></tr>
<tr><td>p. 192</td><td>(2) 給与所得の計算

図表 5-27・給与所得控除額の速算表
<table>
<tr><th>給与等の収入金額（A）</th><th>給与所得控除額</th></tr>
<tr><td>190 万円以下</td><td>65 万円</td></tr>
<tr><td>190 万円超　360 万円以下</td><td>（A）× 30％＋　8 万円</td></tr>
<tr><td>360 万円超　660 万円以下</td><td>（A）× 20％＋ 44 万円</td></tr>
<tr><td>660 万円超　850 万円以下</td><td>（A）× 10％＋110 万円</td></tr>
<tr><td>850 万円超</td><td>一律 195 万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p. 204
新項目 3)
を追加</td><td>(10) エンジェル税制
3) プレシード・シード特例及び起業特例
「プレシード・シード特例」は、個人投資家が一定の要件を満たすスタートアップ企業に投資した場合に、「起業特例」は、起業家自らが発起人となって会社設立時に出資した場合に、その投資あるいは出資した額を他の株式譲渡益から控除することができる。また、その特定株式を譲渡した場合には、その投資額あるいは出資額（最大 20 億円）までが非課税となる特例である。
2025(令和 7)年までは譲渡した年中に投資しなければ、エンジェル税制やプレシード・シード特例、起業特例は適用できないが、2026(令和 8)年１月１日以後は、譲渡年の翌年に特定株式への投資する場合も適用を受けることができる（令和７年度税制改正）。</td></tr>
<tr><td>p. 209
(注)記述変更</td><td>(4) 年金所得者の申告不要制度
……
（注）源泉徴収がなされたものに限る。</td></tr>
<tr><td>p. 220
記述変更</td><td>比較表内の説明文
~~上記以外の者~~　→　上記の損失の占める割合が 10%未満のときに</td></tr>
<tr><td>p. 223
法改正
語句追加
数字変更</td><td>(1) 所得控除の種類（16 種類）
1) 人的控除
……「障害者控除、……、扶養控除、特定親族特別控除、基礎控除」の９種類がある。</td></tr>
</table>

次ページに続く

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 224
所得要件改正</td><td>(1) 雑損控除
納税者本人または……総所得金額等が 58 万円以下の親族が…</td></tr>
<tr><td>p. 226
記述追加</td><td>図表 5-53・医療費の範囲
「控除の対象とならない医療費」に下記を追加
・介護保険における生活支援サービスの自己負担額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">p. 231
所得要件改正</td><td>(1) 配偶者控除
…
② 合計所得金額が 58 万円（給与収入 123 万円）以下であること</td></tr>
<tr><td>(2) 配偶者特別控除
……その配偶者の合計所得金額が 58 万円超 133 万円以下である場合に…</td></tr>
<tr><td>p. 232
所得要件改正</td><td>図表 5-60・配偶者控除と配偶者特別控除の所得要件と控除額
配偶者控除　~~48 万円~~以下　→　58 万円以下
配偶者特別控除　~~48 万円超~~95 万円以下　→　58 万円超 95 万円以下</td></tr>
<tr><td>p. 233
2 行目
所得要件改正</td><td>(3) 扶養控除
……
合計所得金額が 58 万円以下である者について適用される。…</td></tr>
<tr><td>p. 234
法改正
新項目(4)追加</td><td>(4) 特定親族特別控除（令和 7 年創設）
納税者が、生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の親族等を有する場合には、その納税者のその年分の総所得金額等から次表の控除額が控除される。2025(令和 7)年分以後の所得税について適用される。
ただし、その親族等が納税者の控除対象扶養親族、配偶者、青色事業専従者・白色事業専従者に該当する場合は適用されない。

【特定親族特別控除の控除額】
<table>
<tr><th>特定親族の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td>58 万円超　85 万円以下</td><td>63 万円</td></tr>
<tr><td>85 万円超　90 万円以下</td><td>61 万円</td></tr>
<tr><td>90 万円超　95 万円以下</td><td>51 万円</td></tr>
<tr><td>95 万円超　100 万円以下</td><td>41 万円</td></tr>
<tr><td>100 万円超　105 万円以下</td><td>31 万円</td></tr>
<tr><td>105 万円超　110 万円以下</td><td>21 万円</td></tr>
<tr><td>110 万円超　115 万円以下</td><td>11 万円</td></tr>
<tr><td>115 万円超　120 万円以下</td><td>6 万円</td></tr>
<tr><td>120 万円超　123 万円以下</td><td>3 万円</td></tr>
</table>
以下、見出し番号(4)～(8)を(5)～(9)に順次繰下げ</td></tr>
<tr><td>p. 234
3 行目
所得要件改正</td><td>(7) ひとり親控除
……
……生計一の子（総所得金額等が 58 万円以下）をひとりで…</td></tr>
<tr><td>p. 235
2 行目
所得要件改正</td><td>(8) 勤労学生控除
……
勤労学生とは、……合計所得金額が 85 万円以下の、かつ、…</td></tr>
</table>

次ページに続く

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 235

4 行目以下
追記
控除額改正</td><td>

(9) 基礎控除

納税者の合計所得金額に応じて下記の金額が控除される。合計所得金額が 2,350 万円を超える者は段階的に控除額が縮小され、合計所得金額が 2,500 万円を超える者は基礎控除額はない。

従来、合計所得金額 2,400 万円以下の納税者の基礎控除額は 48 万円であったが、令和７年度税制改正により 10 万円～47 万円引き上げられた。さらに、2025 年および 2026 年分については特例が設けられ、下記のとおり中所得者層の税負担の軽減が図られる。

図表 5-64・基礎控除額

<table>
<tr><th rowspan="2">納税者の合計所得金額</th><th colspan="2">所得税の基礎控除額</th></tr>
<tr><th>2025 年・2026 年分</th><th>2027 年分以後</th></tr>
<tr><td>132 万円以下</td><td colspan="2">95 万円</td></tr>
<tr><td>132 万円超　336 万円以下</td><td>88 万円</td><td rowspan="3">58 万円</td></tr>
<tr><td>336 万円超　489 万円以下</td><td>68 万円</td></tr>
<tr><td>489 万円超　655 万円以下</td><td>63 万円</td></tr>
<tr><td>655 万円超　2,350 万円以下</td><td colspan="2">58 万円</td></tr>
<tr><td>2,350 万円超　2,400 万円以下</td><td colspan="2">48 万円</td></tr>
<tr><td>2,400 万円超　2,450 万円以下</td><td colspan="2">32 万円</td></tr>
<tr><td>2,450 万円超　2,500 万円以下</td><td colspan="2">16 万円</td></tr>
<tr><td>2,500 万円超</td><td colspan="2">適用なし</td></tr>
</table>

（注）住民税の控除額に改正はありません。

</td></tr>
<tr><td rowspan="4">p. 236
図表 5-65・人的控除一覧表</td><td>

※ 下記項目「適用要件」欄、それぞれの所得要件の金額を修正（計 4 箇所）

・配偶者控除　　・配偶者特別控除　　・扶養控除　　・ひとり親控除

48 万円 → 58 万円

</td></tr>
<tr><td>

・特定親族特別控除を新設

控除額　：3 万円～63 万円

適用要件：特定親族の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下

</td></tr>
<tr><td>

・勤労学生控除　（納税者本人の所得要件）　75 万円以下　→　85 万円以下

</td></tr>
<tr><td>

・基礎控除の欄　（下記に修正）

<table>
<tr><td colspan="2">95 万円</td><td rowspan="10">合計所得金額による</td><td>132 万円以下</td></tr>
<tr><td>88 万円</td><td rowspan="3">（2027 年分以後）
58 万円</td><td>336 万円以下</td></tr>
<tr><td>68 万円</td><td>489 万円以下</td></tr>
<tr><td>63 万円</td><td>655 万円以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">58 万円</td><td>2,350 万円以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">48 万円</td><td>2,400 万円以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">32 万円</td><td>2,450 万円以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">16 万円</td><td>2,500 万円以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">なし</td><td>2,500 万円超</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>p. 240
法改正
期限延長</td><td>

(1) 適用要件

1）住宅の要件

……

※合計所得金額 1,000 万円以下の年に限り、2025 年末までに…

</td></tr>
</table>

次ページに続く

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 242
法改正
期限延長</td><td>(2) 控除率と控除期間
（注 1）……新築等をして、2025 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に…</td></tr>
<tr><td>p. 245
欄外（注）
期限延長</td><td>図表 5-70・特定の改修工事およびその他工事の控除対象限度額と控除率
（注）子育て特例対象個人が、……工事をして。2025 年 1 月から 12 月の間に居住の用に供した場合、…</td></tr>
<tr><td>p. 268
記述追加</td><td>(4) 純損失の繰越控除
純損失の金額は、翌年以降最大３年間(特定非常災害に係る損失については５年間)繰り越して…</td></tr>
<tr><td>p. 289
法改正
所得要件</td><td>図表 5-96・住民税の配偶者控除・配偶者特別控除の額
配偶者控除　~~48 万円~~以下　→　58 万円以下
配偶者特別控除　~~48 万円超~~ 95 万円以下　→　58 万円超 95 万円以下</td></tr>
<tr><td>p. 289
法改正
項目新設</td><td>(4) 住民税における特定親族特別控除
住民税における特定親族特別控除の額は次のとおり。2026(令和 8)年度分住民税から適用される。
【特定親族特別控除の控除額】
<table>
<tr><th>特定親族の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td>58 万円超　95 万円以下</td><td>45 万円</td></tr>
<tr><td>95 万円超　100 万円以下</td><td>41 万円</td></tr>
<tr><td>100 万円超　105 万円以下</td><td>31 万円</td></tr>
<tr><td>105 万円超　110 万円以下</td><td>21 万円</td></tr>
<tr><td>110 万円超　115 万円以下</td><td>11 万円</td></tr>
<tr><td>115 万円超　120 万円以下</td><td>6 万円</td></tr>
<tr><td>120 万円超　123 万円以下</td><td>3 万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p. 316
法改正
図表差替え</td><td>図表 5-125・法人税の税率
<table>
<tr><th>法人区分</th><th colspan="2">所得金額</th><th>法人税率</th></tr>
<tr><td rowspan="4">中小法人
（資本金 1 億円以下）</td><td rowspan="3">年 800 万円以下の金額</td><td>所得 10 億円以下の中小法人</td><td>15%※1</td></tr>
<tr><td>所得 10 億円超の中小法人</td><td>17%※1</td></tr>
<tr><td>適用除外事業者※2
グループ通産法人</td><td>19%</td></tr>
<tr><td colspan="2">年 800 万円超の金額</td><td>23.2%</td></tr>
<tr><td>大法人
（資本金 1 億円超）</td><td colspan="2">－</td><td>23.2%</td></tr>
</table>
※1　所得金額 800 万円以下の部分の 15%、17%は 2027(令和 9)年３月 31 日までに開始する事業年度の軽減税率。原則は 19%。
※2 適用除外事業者とは、前３年間の平均所得金額が 15 億円超の法人をいう。</td></tr>
<tr><td>p. 317
法改正
項目新設</td><td>(3) 防衛特別法人税
2026(令和 8)年４月１日以後に開始する事業年度から、各課税事業年度の基準法人税額について、次の防衛特別法人税が課される。
基準法人税額とは、法人税の計算で通常認められる「所得税額控除、外国税額控除」などを適用しないで算出した法人税額をいう。
（基準法人税額－500 万円）×４％</td></tr>
<tr><td>p. 364
11 行目
文末に追記</td><td>7. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）
…
なお、小売業や飲食業、タクシー業、駐車場業など、不特定多数の顧客と取引を行う一定の事業者については、「適格請求書」に代えて記載事項を簡略化した「適格簡易請求書」（簡易インボイス）を交付することができる。</td></tr>
</table>

次ページへ続く

第3分冊　不動産運用設計

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 14

3 行目以下
に追記</td><td>5）相続登記および住所等の変更登記の申請義務化
① 相続登記の申請義務化
……
なお、法施行日（2024 年４月１日）前に開始した相続等により取得した不動産が未登記である場合は、2027 年３月 31 日までに登記申請する必要がある。また、遺産分割が確定しない場合は、期限内に「相続人申告登記（自分が相続人である旨を申し出る）」することで申請義務を果たすことになる。正当な理由なく相続登記の申請を怠った場合は、罰則（10 万円以下の過料）が科せられる。</td></tr>
<tr><td>p. 35
法改正
項目新設</td><td>(5) 媒介報酬の特例
低廉な空家等（物件価格が 800 万円以下の宅地建物）については、媒介に要する費用を勘案して、原則による上限を超えて 33 万円を報酬限度として受領できる。また、長期の空家等の賃貸借取引において、貸主である依頼者から原則による上限（借賃の 1.1 ヵ月分）を超えて、合計して借賃の 2.2 ヵ月分を受領できる。ただし、媒介契約の締結に際し、報酬額について依頼者に説明し、合意する必要がある。</td></tr>
<tr><td>p. 78
法改正
記述変更</td><td>(2) 防火・準防火地域内の建築物のまとめ
図表 6-47
「木造または制限なし」を「延焼防止上支障のない建物」とし、下記のとおり改定
<table>
<tr><th>構造等</th><th>防火地域</th><th>準防火地域</th></tr>
<tr><td>延焼防止上支障のない建物</td><td>建築物に付属する高さ 2m超の門または塀</td><td>木造建築物等に付属する高さ 2m超の門または塀</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">p. 88
記述変更
語句挿入</td><td>5. 管理規約
建物、敷地および附属施設の管理または使用に関する区分所有者相互間の事項は管理規約で定める。たとえば、庭・通路等も管理規約により建物の敷地とすることができる。なお、規約の設定・改廃等は区分所有者および議決権の各４分の３以上の多数による集会の決議（特別決議）による。</td></tr>
<tr><td>6. 集会の決議
……
…到達しなければならない。ただし、区分所有者全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催できる。
管理規約に沿った……
4 行目末尾
に挿入</td></tr>
<tr><td>p. 100
2 年延長</td><td>(4) 土地の相続登記に関する免税措置（2027 年 3 月 31 日までの時限措置）</td></tr>
</table>

次ページに続く

第3分冊　相続・事業承継設計

該当ページ	改定内容等
p. 189 法改正 請求期間 延長予定	**3）財産分与と贈与税** 離婚をした者の一方は、……。離婚の時から２年※を経過すると請求できない。 … ※民法改正（2024 年５月から２年以内に施行）により５年に延長される。
p. 197 新項目 追記	**(5) 相続分の譲渡と相続分の取戻権** 遺産分割前に、自己の法定相続分を共同相続人または第三者へ譲り渡すことを、相続分の譲渡という（有償・無償は問わない）。相続分を譲渡した相続人は相続権を失い、譲受人は相続人としての地位を得て、遺産分割協議にも参加することとなる。 共同相続人以外の第三者へ相続分が譲渡された場合、他の共同相続人は、譲渡から１ヵ月以内に譲受人に対し相当の価格と費用を支払うことにより、その相続分を譲り受けることができる（相続分の取戻権）。
p. 202 ２行目の末尾に 追記	**(1) 配偶者居住権** 配偶者居住権は、配偶者が……無償で使用できる権利をいう。ただし、その建物が、生存配偶者以外の者と共有である場合は、配偶者居住権は取得できない。 配偶者居住権は、遺産分割協議、遺贈（遺言書）、……
p. 212 ４行目以下 に追記	**(1) 遺産分割協議書の効果** 1）遺産分割の対象とならない財産 …… 被相続人の死亡により相続人に支払われた死亡保険金は、受取人固有の財産とみなされ、原則として遺産分割の対象とならない。
p. 215 新項目 追記	**5. 戸籍の広域交付制度** 全国各地にある戸籍証明書等を最寄りの市町村役場の窓口にまとめて請求することができる制度（コンピュータ化されていない戸籍証明書は除く）。 郵送や代理人による請求はできず、戸籍証明書等を請求できる者が市区町村役場の窓口にて手続きを行う。本人の戸籍事項証明書だけに限らず、配偶者、直系尊属（父母等）、直系卑属（子、孫等）の戸籍証明書等も請求することができるが、兄弟姉妹の戸籍証明書等は対象外となっている。
p. 246 ５行目に 語句挿入	**(1) 相続時精算課税の概要** …… 相続時精算課税には、年ごとの基礎控除 110 万円のほかに、複数年にわたって利用できる 2,500 万円の特別控除が…
p. 356 （注）を追記	図表 7-112 物納の申請理由…延納（注）によっても金銭納付が困難とする理由 （注）令和 7 年税制改正により、この延納により納税できる金額を計算する上での延納年数は、その申請者の平均余命年数を限度とすることとなった。
p. 369 法改正 記述変更	図表 7-120 後継者（受贈者）※贈与時 3．~~役員の就任から３年以上経過していること~~→　贈与の直前において役員であること

次ページに続く

<table>
<tr><th>該当ページ</th><th>改定内容等</th></tr>
<tr><td>p. 372

法改正
追記</td><td>図表 7-122・事業承継税制の特例措置と一般措置の要件の比較

「事業継続が困難な場合の一部免除」の下に追記
<table>
<tr><th></th><th>特例措置</th><th>一般措置</th></tr>
<tr><td>贈与時の受贈者の役員就任要件</td><td>贈与の直前において役員であること</td><td>役員の就任から 3 年以上経過していること</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>p. 387
（注）を追記</td><td>2. 類似業種比準価額の引下げ
（株価計算式の下に追記）
（注）配当比準値、利益比準値、純資産比準値は、1 株当たり資本金を 50 円とした場合の金額である</td></tr>
<tr><td>p. 394

２．M&A
末尾に
新項目追加</td><td>(1) 事業譲渡方式
事業譲渡とは、会社（譲渡会社）が、自社の事業の全部または一部の事業を他の会社（譲受会社）に譲渡することをいう。譲渡の対象となる事業や資産・負債などは、契約によって選別することができるため、譲受企業にとっては不要な資産や負債は譲受しない選択が可能となる。したがって、一般に簿外債務※1 や偶発債務※2 を引き継ぐリスクは低くなる。
なお、事業の許認可については、譲受会社は引き継ぐことができないので、新たに取得する必要がある。
※1：簿外債務…貸借対照表に計上されていない債務のことで、賞与引当金、退職給与引当金、リース債務などが該当する。
※2…偶発債務…将来的に債務となる可能性があるもので、保証債務や訴訟リスク、未払い賃金などが該当する。

1）事業譲渡と株主総会の決議
会社が、事業の全部を譲渡する場合、または事業の重要な一部を譲渡する場合は、原則として株主総会の特別決議が必要となる。ただし、事業の重要な一部を譲渡する場合であっても、事業譲渡によって譲渡する資産額が、譲渡会社の総資産額の 20%以下である場合は、株主総会の決議は不要である。

2）譲渡会社の競業の禁止
事業を譲渡した会社は、同一の市町村内およびこれに隣接する市町村の区域内において、その事業を譲渡した日から 20 年間は、同一の事業を行うことができないという競業避止義務が課せられる。

(2) 株式譲渡方式
株式譲渡方式では、譲渡会社の株主が保有している自社の株式を、譲り受ける側の法人または個人に譲渡するもので、譲渡会社の経営権の取得を目的とする。
譲渡会社は、その経営権が移転するだけなので、法人格に変動はなく、譲渡会社の資産、負債、従業員や社外の第三者との契約、事業の許認可等は、そのまま譲受会社に引き継がれる。</td></tr>
</table>

以　上